

政令第 号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）

附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行期日は、令和八年十月一日とする。